## 自転車を利用される皆さんへ

# 

青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

### 悪質・危険な違反が青切符の対象です! (一例)













埼玉県警察 公式ホームページ 詳しくはこちら! 青切符の 導入について



しっかり学ぼう! 交通安全



#### 通行区分違反(右側通行等)



車道が原則、左側を通行\*\*<sup>1</sup> **6.000** 円

- ※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは 「普通自転車」は歩道を通行することができます。
- ●道路標識や道路標示で歩道を通行 することができるとされているとき
- ●13歳未満の子供や70歳以上の高齢 者又は一定の身体障害を有する方が 運転するとき

●車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、 **歩道は歩行者**が 優先です!



無灯火



5,000円

## 軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)



3,000円

#### 並進禁止違反



3,000円

#### 公安委員会遵守事項違反



傘差し運転

5,000円



イヤホン等の使用運転※2

5,000円

安全運転義務違反



手を放した運転等※3

6,000円

- ※2 安全な運転に必要な交通に 関する音又は声が聞こえる 場合を除きます。
- ※3 自転車を運転するときは、自転車のハンドル、 ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で 運転しなければなりません。



埼玉県警察マスコット 「ポッポくん」 青切符の導入により、検挙後の手続きは大きく変わります。 しかし、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導取 締りについての考え方は変わりません。

命を守るため"ヘルメット"を着用し自転車を安全に利用しましょう。